

厚生委員会 議録 第三十一号

昭和二十九年四月六日(火曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君

理事古屋 菊男君 理事長谷川 保君

越智 茂君 高橋 等君

降旗 徳勝君 安井 大吉君

山口六郎次君 亘 四郎君

佐藤 芳男君 滝井 義高君

柳田 秀一君 杉山元治郎君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

大蔵大臣 小笠原三九郎君

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

(厚生事務官) 高田 正巳君

(厚生事務官) 久下 勝次君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

(厚生事務官) 曾田 長宗君

○小島委員長 これより会議を開きます。

まず医療関係審議会設置法案を議題とし審査を進めます。本案はすでに質疑を終了しておりますが、委員各位より本案実施の重要性にかんがみ、医療分業に関する医療費体系のデータをおそらく九月中旬に委員会に提出し、報告することの確約を得ておく必要があるとの要望が強いのでありますが、政府の責任ある言明があれば、この際御発言をお願いいたします。

○草葉國務大臣 御要望の次第には努めて沿うように努力いたしますと存じます。

○小島委員長 委員長から厚生大臣にお尋ねしますが、ぜひとも九月中旬に出していただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○草葉國務大臣 今の作業状態からいいますと、御希望に沿い得ると存じております。

○小島委員長 それでは次に討論に入ります。青柳一郎君。

○青柳委員 私は自由党を代表いたします。今提案になつております医療分業審議会につきまして、賛成の討論を行わんとするものでござい

ます。この委員会におきましては、論議せられましたように、医療分業審議会が成立することは、医療分業の実施について一応敷歩を進めるものであると感ずるものでございます。しかしながら振返つて、当厚生委員会におきま

して昭和二十六年医療分業に關します三つの母法を審議いたしましたときに、われわれはいたしましたはこの問題の審議にあたりまして、もちろん医師側の意見、薬剤師側の意見をただすべきは当然でございますが、それよりまして医療を受ける国民の立場に立つてこの問題を検討しなければならぬという結論に達しました。しこうして問題は、医療分業を行うことによつて、国民の立場より考へて医療の向上をはたして得られるかどうか、医療内容の向上に資し得るかどうか、あるいは患者たる国民の便、不便という問題を第二番目には考へなければいけません。しこうして第三番目には、国民の医療費負担を増加するおそれがないかどうかという点を考へなければならぬと存じたのであります。しこうしていろいろ検討の結果修正も行われて、便、不便の問題を一応解決し得る方向には行つておるのであります。また医療内容の向上にいたしまして、向上するといふ議論があり、向上しないといふ議論があり、事は医学、薬学の進歩発展にまつべきものであるとして、残つた問題は、医療分業を行うことによつて国民の医療費負担を増加するかどうかという点で、これが大きく取上げられました。その当時政府におかれましては、医療費は一割ないし三割上るかもしれないという御意見もありました。また上げないよう十分努力するという政府の声明も当時あつたのでござい

ます。これを信じて医療分業の三母法を承認し、これを全会一致をもつて可決したのであります。今回の審議会設置法の審議にあたりまして、この医療費の問題が非常に大きく取上げられまして、政府におきましては、今回もまた医療費を上げないよう十分努力するのだ、ほとんど上げないでよろうというふうなはつきりした御答弁があつたのであります。私もこの問題に關しては、この医療分業によりまして国民の負担する医療費が高まるということは、医療分業を無意味なものたらしめるおそれがございますので、何とぞこの点におきましては政府は十分慎重審議の上善処せられることをお願いすると同時に、今後なおこの問題につきまして十分な審議をこの実施までの間続けたいと存するのでござい

ます。以上私どもの態度を申し上げまして、本法案に賛成するものでござい

ます。○小島委員長 古堅菊男君。

○古堅委員 私は改進黨を代表いたします。強い希望意見を付して本案に賛成するものであります。

本案は、医療分業関係法を施行するにあつて制定しなければならぬ省令の内容に關して、調査審議する目的で設置されたものであつて、本案の通過によつて初めて親法律が現行な形において施行適用されるものでありますから、本案を今国会に提出するといふことは行政措置として当然の措置で

あり、また国会としては母法を現行のまま完全なる形において施行するためには、本案を可決しておくことが妥当であると思つております。私はこのよ

うな意味合いにおいて本案に賛成の意を表するものであります。しかしながら実体論からいいますと、私は本案が提出されました経緯につきま

して、きわめて不満の意を表せざるを得ないのであります。医療分業を現在わが国に実施するといふことがはたして妥當であるかどうか、諸般の事情から見て非常に問題だと思つております。第一、わが国においてはまだ基礎条件が成熟しておらないので、わが国の医療体系に重大なる支障をもたらす問題であると信じております。かりに百歩譲つて、将来わが国の国民医療を改善合理化するために、最小限にわが国に適用した医療分業を、国民生活の実態を勘案しつつ逐次実施して行くとしても、はたして明年の一月一日から実施することが可能であるかどうかといふことはなほ疑問であります。たとへば本案の審議を通じまして、各委員から強く指摘されたのであります。昭和二十六年から三箇年もの長い期間におきまして、今日に至つてまだ医療分業を実施するに最も重要なポイントであるところの、新しい医療費体系に關するところの資料というものが、遂に本委員会に提出されなかつたのであります。本委員会の委員がいかに追究しても、政府当局には何らの基礎資料というものはないのであり

す。かような状態でありますから、明年一月一日までには必ず措置を完了するという答弁であつたのであります。これはとうていむずかしいと思つたのであります。昭和二十六年六月二十日に制定公布されてから三年も経過しているのですが、今日まだ一片の重要な資料すら提出できないような事務の進行状況であつたならば、今後残された半年間では完全な結論は出し得ないと私は思ふのであります。不完全な調査によつて結論を得たものでこれを実施するならば、非常に危険であり、わが国の医療体系の破壊であると思ひます。私は当局においてもつとまじめに考慮されて、むしろ十分なる検討をしなければならぬと思ひます。さうでないといふ後日に医療分業執行の期日をさらに延期するの措置をとらなければならぬやうなことが出ると思ふのであります。事前の調査をとられずして、準備不十分のまま本案を提出されたのは私としてきわめて不安であります。しかし現行法が変更されざる限りは、本案を可決しておくことが法律上の措置としては必要であります。で、残念ながらこの案に賛成の意を表するのであります。しかしながら政府当局におかれましては、本案がたゞ可決されました、諸般の情勢に真摯率直なる態度を持つて勘案の上に、明年一月一日からはたして医療分業関係の法律を施行することが妥当であるかどうかといふことを早急によく検討して、その結論に基いて必要な措置を至急に講じていただきたいと思いますのであります。以上の点を強く要望しておく次第であります。

○小島委員長 滝井義高君。

○滝井委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております医療関係審議会設置法案に關し、一応法体系を整えるという意味において賛意を表したいと思ふのであります。

わが党といひましては、一応昭和二十六年に、この母法のできる當時においては、賛成いたしておる關係上、法体系を整えるという点で賛意を表するのであります。しかしわれわれ社会主義政党として、根本的に医療分業をやるということが、国民大衆の幸福になるかどうかといふ点については、なおわが党といひまして慎重考慮を要する点でございします。本委員会における審議の経過にかんがみてみますと、この医療分業の問題を根本的に解決するためには、四つの基本的な問題の解決が前提でなければならぬと思ふのであります。

まず第一点は、分業を実施することによつて、国民大衆が現在よりよりよき医療を受け、しかもより安い医療費の負担で済む、こゝういふ形がまず第一に出て来なければならぬのでございします。ところが政府のこれらに対する答弁といふものはまづたく確信を欠き、はたして誠意を持つてこの医療分業を推進するやいなやこゝういふ点さへも明確を欠くという状態であつたのでございします。

さらに第二の点といひましては、医師、薬剤師の専門技術者としてのあり方でございします。このあり方については、当然薬剤師についても、医師についても適正妥當な技術料といふものが、資料的に科学的な基礎に基いた

のが出て来なければならぬのでございします。わがくに医師については、今までの資料を基礎とした、二万ないし四万という線が出、唇齒輔車の關係にある医療分業を実施する上において、車の両輪をなす薬剤師の技術料に至つては、まづたく暗黒模索のいたるくであつたのでございします。これでは口口に医療分業を唱えながらも、まづたくその検討を怠つておると非難されても政府は一言もないはずなのでございします。

さらに第三の点は、現在日本における医療方式として、大きく発展をして参つたところの社会保険に対する關係でございします。国民のほとんど半放がまかなわれておるこの社会保険と医療分業との關係といふものが、少しも明白にされなかつたといふ点でございします。すなわち医療分業を実施することによつて、この社会保険が生成発展をして行くのか、それとも破壊の危機に瀕するのかわかり、こゝういふ重大な問題についての説明がなされなかつたのであります。

さらに第四の点においては、現在の日本の医療費の中において大きな比重を占めておるところの薬品、すなわちその薬品の製薬をなす製薬業と分業との關係でございします。医療分業をなした後におけるこの製薬業が今の自由放任の姿において粗悪薬品、あるいは優良薬品、色とり／＼つゞつて国民医療に供給しているという姿がそのままでのまゝ、あるいは誇大広告をしてゐる姿がそのままでのまゝ、こゝういふ点についての厚生当局の明白な構想さへも打出されなかつたのでございします。

このやうな四つの問題、すなわち国民の負担力に關連する問題、あるいは社会保険に關連する問題、あるいは専門技術者としての医師、薬剤師の報酬の問題、あるいは製薬業に關する問題等何一つとして明確にならなかつたのであります。この重大な制度を実施するにあつては、当然国民の理解と、そつして日本の現実に応ずる方法をもつて実施せられなければならないのかかわらず、国民の理解を得ることができずして、政府はこれを実施しようとしておるのであります。すでに三年前に決定をしたこの法案の基本に對して、慎重考慮をしようと申しておるのであります。吉田内閣はそんな内閣であらうかと思つて、私は啞然た然ざるを得ないのであります。私はここで吉田汚職院慎重検討居士という名を与えたいのであります。(発言する者多し)

○小島委員長 静謐に願ひます。

○滝井委員 少くとも今度の九月までには絶対に慎重考慮されて、果敢に実行して行くところの実行居士となることを要望いたして、涙をのんで賛成の意を表明するものでございします。

○小島委員長 杉山元治郎君。

○杉山委員 私は日本社会党を代表いたします。今議題となつております医療関係審議会設置法案に對しまして、法の体系上賛成の意を表するものであります。

病氣は、あるいは一部は自分から招いたものもございしますけれども、大部分の疾病といふものは、自分が望まなくても受けております人生の不幸でございします。しかしこれが貧困の原因

になつてゐる關係からいたしまして、私どもはむしろ医療は國營にまで持つて行かなければならぬものだと思つております。決して医療を營利のわざに持つて行くべきではない。しかし一時にそゝういふことを断行はできませんので、おの／＼医療、薬業がその仕事において生活が保障されるやうになつて行かなければ、私どもの思ふやうな段階には進んで参りません。そゝういふやうな意味合いにおいても、私どもは今度の法案によつて医療あるいは薬業が生活を保障されるに至りますとともに、いろ／＼この委員会において論議されましたやうに、国民大衆が従来よりも負担が加重されることがなく、滝井委員もお話になりましたやうに、よりよい医療、安い費用で國民が医療が受けられる。そゝうして明日の生産が営まれるやうな方向に進んでもらいたいと思ふのであります。それをいたしましたために、先ほどからお話でございしましたやうに、十分な資料のなかつたことを遺憾といたしますので、委員長が大臣に申されましたやうに、九月にはぜひはつきりしたデータを出していただいて、それによつて私どもが審議を進めて参りますことが出来るやうに望みまして、私は賛成の意を表する次第でございします。

○小島委員長 採決いたします。本案を原案の通り可決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本法案に關する委員会の報告書の作成に關しましては委員長に御一任

社会保障的な立場からいたしまして、私どもはその一つとして医療給付費の二割国庫負担ということを要請いたしました。最初政府は一割五分の心組みであつたものを、私どもは二割ということで進言を申し上げた。二十八年度予算におきまして、私どもは二割に修正をいたしました。ところがわずか十億

ありますので、今急にそれを一本化するということも困難でありまして、厚生省におきまして、その点につきましては十分研究を重ねておるのでございます。

それから年金制度につきましても、同様なことを申し上げ得ると思うのでございます。これも先般人事院から一つの勧告が出ておりますが、それにつきましても十分に検討して行きたい、さように考えております。

○佐藤(芳)委員　ただいまのお答えにつきましてもお重ねて伺いたいのでありますが、社会保障省は将来必要になつて来るかもしれないと言葉は、あなたのお口から出ないはずなんだ。あなたは、必要かもしれないが、しかしこれは将来の問題だ、こういうようにおっしゃるつもりなのがかかる表現になつた、こう私は善意に解釈するのでありますが、それに関連いたしまして、それを将来の問題とされるということでありますならば、さしあたり調整することがきわめて必要な事柄なんではないですか、国務相の一人をしてその連絡調整に当らしむるということ、これはそれこそ一つの一声でできることなんでございますから、この点については御答弁がなかつたのでありますが、その点を伺いたいことと、それから社会保険の統合については、それ／＼没革があり事情があるから急速には行かない、しかしその方向に進めるように厚生省に命じておるのだというお話でございますが、これはおっしゃる通り／＼の没革もある

り、事情の相違もありますから、これはなか／＼きよう、あすき／＼きようといふことにはなり得ないことは私もよく承知しております。ただ先ほど例をあげました自治庁が立案をいたしてありますところの町村職員の共済組合のごとき、将来統合したいといふお考えがあらまますならば、これ以上おぼろにすることを考へておき、これは相ならぬ。しかもその問題について厚生省に命じておきたいとお話でございしますが、それが先ほど申し上げましたように、厚生省ではどうにもならぬ面がある。各省は／＼にわたつておるのでございしますから、従つて先ほど言われましたように、今の町村吏員の共済組合の問題のごときも、次官會議において対立が出て来る。厚生次官が次官會議で自治庁の案に反対をいたしておるのでございします。ですからたゞ社会保障の一部分——まあ大部分でしようが、一部分を担当していられますところの厚生大臣に頼んであるから、これはうまく推進ができるというところはとんでもないことなんです。各省はばらばらだから、厚生大臣ではできないのです。ですから私は、社会保障省をつくりたいことは将来のこととお考えになるならば、さしあたりの問題として、一人の國務相をして連絡調整に當らしむるというぐらゐのことはおやりになつてもいいのではなからうかというところを、第一段に申し上げざるを得ない。これについてどうお考えでありますか。

○諸方國務大臣 私事情をよく知りませんから、よく研究してみます。

○青柳委員 私の質問せんとするところは、大體ただいま佐藤委員がお触

れになりましたから、多くを質問する必要はございせんが、ただ一点だけ質問をせんとするのではありません。この質問をせんとするの、今まで吉田内閣があらゆる努力を払つて社会保障の充実に熱心であられた、その熱意をさらに推し進めていただきたいという観点に立つものであります。吉田内閣は二十四年に内閣を組織せられた金は、その前年に社会保障費に使つた金は、各種の社会保険及び扶助並びに結核対策を中心とする公衆衛生及び医療並びに各種社会福祉に対する国家の負担、これらを合算してわずかに百四十億円でございします。当時の総予算に占めるパーセンテージはわずかに三％のみでございします。しかるに昭和二十九年の予算におきましては、すでに八百億になつたとし、その総予算に占めるパーセンテージは実に前内閣當時の二倍半、八・二％に及んでおるのであります。数字はまことに正直でございします。これこそ吉田内閣が今まであらゆる努力を払つてこの社会保障の充実に努力をしたことを、正直に物語つておるものと思つております。

かかる観点に立ちまして、将来なお吉田内閣がこの年金制度の充実に努力を重ねていただきたいという点から、ひとつ私は質問いたしたいと思つてございします。

元來わが国の社会保障制度はその発達にば／＼であるだけ、きわめて不均衡な発展を示しております。複雑多岐にもわたつておるのでございします。その総合整備、一つにすることゝは、しば／＼要望されておるのでございします。中でもこの年金制度の発達に非常な幼稚をきわめ、しかも複雑な

のでございします。年金制度にはどういふものがあるかというところ、これはもう御存じのように厚生年金、船員保険、恩給、さらに公務員の共済組合、また町村職員の恩給組合、地方公共団体の恩給制度及び私立学校の教職員の共済組合、こゝろに各々の年金が並立いたしまして、この間に何らの統制、連絡がなく、しかも不均衡をきわめて、その発達も遅れておるのでございします。吉田内閣が努力を払つて行いました点は、数字の上から見まして、そのパーセンテージの増加から見ますと、もちろん社会保険に健康保険にあるのでございします。第二番目が国家扶助であります。年金についての発達とはほとんど見るべきものがなかつたのでございします。それだけ問題はこの年金制度については少くないのであります。しかるに政府におきましては、今回厚生年金と船員保険のみを問題として取上げられたのであります。私はほかのすべての年金制度ととも、ただいま御質問がありまして、たゞこれを改革すべきものと思つたのでございします。もしまだ全般的な整備態勢が整わないというのであるならば、本年より支給を開始せられる抗内夫に対する老齢年金が、年にわずかに一千二百円、月に百円というがござい

ことはまことに笑止千万でございします。で、これらの点に關してのみ一時的な是正を行ふにとどめまして、この際には断急的な改正措置だけでよいのではなかつたかと思つたのであります。しかるに全般的な年金制度の総合調整を考へることなくして、この厚生年金保険のごとく現在も七百五十万人に及ぶ被

保険者を擁し、八百億圓にも及ぶとする積立金を擁するといふような、將來わが国年金制度の基盤たるべきことを約束されておりました制度を、他の各種の年金制度とは切り離し、無関係に改正せんとするのは、今後における年金制度の整備をますます困難化せしむる危険があると思つたのであります。もちろん全国民を対象とする国民年金制度の確立を今にだちに実現すること、國の財政あるいは国民経済その他諸種の事情から時期尚早なりと考えられますが、その第一の段階といたしまして、一応現在存在しております制度だけでもまず一元化いたし、續いて現在漏れております五人より少い人を持つておる事業所の雇われておる者を第二段階にこれに加え、また自営業者でも特に年金の保護の必要な寡婦、遺児といふような人々を加えた範囲で年金制度を考へて行くことが最も適當と考えられるのであります。年金制度の必要はいかなる人にも考えられております。ことに、最近のわが国の人口趨勢から申しまして、老年者が非常に多くなつて来るという点から考えまして、將來国民年金制度への発展を考慮しておく必要があると思つたのであります。これに關して政府の御所見を承りたいと思ひます。昭和二十三年度においては、総予算のうち三三％しか社会保障制度に使われませんでした。これは他党の内閣でございした。しかるに來年度の予算におきましては、皆様方の御努力によりまして、その当時の二倍半にも及ぶ事業が充実に

されました。この内閣におきまして、

ぜひこの国民年金制度への一歩々々の前進を行つていただきたいのでございします。この点に關して御所見を承りたいというのが、私の一つの質問でございします。

○諸方國務大臣 国民年金制度は、制度として私もまことに望ましいと考えております。しかし今お述べになりましたように、今にだちにその制度を確立するまでは参りませんが、先般人事院からも国民年金制度の案が出ておりますので、十分に検討して参りたいと考えております。社会保障制度につきましては、今御指摘のありましたように、政府はあまり大げさにうたつておられませんけれども、予算面をこらんなればわかりますように、できるだけの財源は乏しい中からこの方面にさいておられますので、逐次改善せられつたことは御了承できておると考えます。なお今の年金の制度につきまして厚生大臣から補足してお答えいたしたいと考えます。

○草葉國務大臣 お話の点の、いわゆる長期保険はこの機会に統合すべき考え方から取運んで行かねばならぬという点につきましては、まづたく私もさういふ観点から検討して参つたのであります。たださういふ意味におきまして、直接的には本年から支給を開始せられます老齢年金の百円であるとかいふようなものにつきましてはさしあつて改正をして、あとはその統合を目ざしてやつて行つたらいふのじやないかという他面における意見も出ておりました。この老齢年金に着手いたしますと、どうしても遺族年金あるいは障害年金などそれらに關連しておるすべてのものに手を触れせんと、保険経済

の関連性というものを失つて参るのではありません。そういう意味から、今回は部分的な改正ではなくて、いわゆる老齢年金だけの改正ではなくて、全般的な改正に至らざるを得なかつた次第でございます。そこでその改正の基本といたしましては、立場におきまして、将来の年金制度の中心を厚生年金に置くという考え方のもとに長期年金を考へて行きたい。これが確立いたしますと、それが基本になり、この中に吸収し得る態勢をとつて参りたいというように考へております。

そういう点から考へますと、先ほど来のお話にございましたように、国民年金に移行する前提としての年金制度というものが根本になつて来ると思ひます。そういう意味から現在この中に入つておりません五人以下の事業所も加へるべきではないか、これは当然そういう方向に進んで参らねばならぬと存じましたが、実は五人以下の事業所は、現在の状態におきましては百三十万箇所ぐらゐ、人数にして約三百三十万ぐらゐに及んでおるといふように一応にらんでおります。現在厚生年金に加盟しておりますのは、事業所が大体二十三万程度、人員は七百六十七万という状態でありまして、五人以下のものは数が多くて人数が少く、その形態はまことに千差万別の状態でございます。それから雇用形態が違つております。従つて賃金形態も違つております。そこでこれにただちに厚生年金を実施いたします場合にしまして、保険料の負担に対する問題として、国民経済と中小企業経済との影響というものを相当強く考へて行かなければならぬ。また事務的に考へまして、これ

のばら／＼の小さい事業所の事務関係がもつと／＼スムーズに行くような体系をとつて行く、こういう点からいたしまして、一応五人以下のものを全面的に調査をして、実態を十分把握してからいたすべきであると思ひます。将来は当然五人以下にも及ぶべきものとは考へておりますが、今回の改正にはこれを含めることができないんだことを、はなはだ遺憾に存じております。

○青柳委員 ただいまの御答弁によりまして逐次に努力を誓われたのでございますが、元来社会保障制度といふものは、一部の国民を対象としてでき上つたものは真実のものではないと思ひます。全国民を対象として行つていこうと。社会保障制度の真の意義があるのでございまして、しつこくして防衛的な、救済的な社会保障制度も逐次充実して参ります。けれどもこれらに關する手直しを着々行われるとともに、防衛的な社会保障制度である年金制度に今後政府はお力を入れられるべきであると固く信ずるものでございまして、この点につきまして、なお将来とも御努力をせられんことを熱望いたしまして、私の質問を終ります。

○古屋(菊)委員長代理 長谷川保君。○長谷川(保)委員 先ほど来質疑応答がございましたが、私は今日の政府の社会保障制度の考へ方は、口では非常に重んずるとおっしゃいますけれども、事実そうでないことは明らかであると思ひます。たとへば社会保障制度審議会の勧告をほとんど実現せられませんか。すでに国会におきましてたびたび決議をいたしましたけれども、いまだに実現をされておられないの

であります。また今回、勤労者の恩給と言われておりますような重大な、社会保障制度の根幹をなす厚生年金保険法の審議がなされるべきにおきまして、社会保障制度審議会におきまして大臣等の出席を要望せられましたが、これに出席をなさらないのであります。また先ほど来、予算面においてあるいはパーセンテージにおいていふようなお話がございました。なるほど過去におきましては国の社会保障制度の皆無に近いような時代と比べまして、今日は予算のパーセンテージもふえておりますけれども、世界の文明国と言われておりますような国々、いふ、それほどこまで取上げられておられませんか。小国等の歳出に対するパーセンテージに比べまして、これは微々たるものであつて、実にはずかしい今日の日本の状態でございます。従いまして、口ではさうに申しておられます。また、たとえば今同僚議員から質問されましたような各種年金制度——今日年金制度はわが国に九つぐらゐありますが、みなばら／＼である。こういうものは統合するつもりだ、こうおっしゃいますけれども、今度の厚生年金保険法の全面改正にあたりまして

も、そういう努力はちつとも見られな。これはつとに社会保障審議会からきびしく指摘されておるところであります。現実問題といたしまして、政府は再軍備の費用に大きな金をとられまして、ために社会保障制度を進展せしめ得ない、これが今日の実情であるといわざるを得ないと思ひます。副総理はいかに考へになりますか。○緒方國務大臣 政府としてはさういふ考へは全然持つておりません。政府

は、口で社会保障制度審議会を尊重すると言つて、腹のうちは違つておりはせぬか、違つておりません。財政事情その他ですぐ実施できないものは緒についていないものもありまして、今軍備の問題を仰せになりましたが、今の軍備といたしましては、いわゆる今日の防衛力といふものは、まだ一人歩きがでない程度のもので、私はある程度は、それが同時に、そういう防衛の必要が生ずれば生ずるほど社会保障の面におきまして、できるだけの施設を進めて行かねばならぬことは、政府でも十分承知いたしておるのであります。その間に政治の、何と申しますか判断を必要とする、今のやり方は数字で御承知のように、乏しい財源の中からでもできるだけのことはして参りますが、それは政府の判断に委ねましてやつておる。いろいろの考へ方もありまして、やうが、実際の施設として、政府としまして腹と口と違ふやうなことをやつておるというやうなことはござい

ません。○長谷川(保)委員 先ほど申しましたように、恩給があり、国家公務員の共済組合があり、あるいは地方の町村等におきまして共済組合、私立学校教員の共済組合、この厚生年金と、各種の年金制度がございまして、これらに対しまして国庫の負担は個々ばら／＼である。こういうことは、憲法において全國民を公平に扱うという公平の原則に反すると思ひますが、この点を伺いたい。

○長谷川(保)委員 先ほど申しましたように、恩給があり、国家公務員の共済組合があり、あるいは地方の町村等におきまして共済組合、私立学校教員の共済組合、この厚生年金と、各種の年金制度がございまして、これらに対しまして国庫の負担は個々ばら／＼である。こういうことは、憲法において全國民を公平に扱うという公平の原則に反すると思ひますが、この点を伺いたい。

○長谷川(保)委員 先ほど申しましたように、恩給があり、国家公務員の共済組合があり、あるいは地方の町村等におきまして共済組合、私立学校教員の共済組合、この厚生年金と、各種の年金制度がございまして、これらに対しまして国庫の負担は個々ばら／＼である。こういうことは、憲法において全國民を公平に扱うという公平の原則に反すると思ひますが、この点を伺いたい。

○草葉國務大臣 お話のように、現在の年金制度におきまして、あるいは国庫負担等におきまして、異なる面が確かにあります。これは従来からの成立の歴史あるいは経緯がさういふふうになつております。従いまして、先に申し上げましたように、これらなるべく統一して一本にいたす方法で進んで努力をしたしておる次第であります。

○長谷川(保)委員 厚生年金保険は俗に勤労者の恩給であると言われておるのではありませんが、政府はこれを重要な制度と考へておられるかどうか、また考へておられるならば、これをもつて勤労者の老齢その他のときの最低生活を保障するという原則に立つておられるか、その点を承つておきたい。

○緒方國務大臣 現在のものをもつて十分であるとは考へておりませんけれども、今日の勤労者の生活を少しだけでもよくして参りたい、この制度は漸次発達して参りたいつもりでおります。○長谷川(保)委員 勤労者の最低生活を保障するという原則の上に立たれておるのかどうか、それを承つておきたい。

うです。もう時間が進んでおりますから……。

○長谷川(保)委員 それでは簡単に伺います。いま一つは今回の法案によりますと、三千円未満の標準報酬の者に對しましては、過去におきましますものにつきましては三千円に引上げるというふうになつております。御承知のやうに過去におきましてこの法律ができてからこの方、戦時あるいは戦後の非常なインフレによりまして、せっかく労働者がその相当に過大な重い負担に耐えて保険料を支払いましたにもかかわらず無にひとしきものになりました。今回のものによりまして、過去十年間のそのインフレによりまして大きな労働者の損害が大体三千円というところに引上げられることになったのであります。けれども、しかしここに考えなければなりませんことは、今日三千円の報酬というのはいくらだれがもらつてゐるか。七百万人の厚生年金の被保険者諸君の標準報酬を調べてみましても、三千円、四千円未満でも多分七百万人のうち三万六千人しかないと記憶しております。私の記憶が少し違ふかもしれませんが、こういうような国家の戦中、戦後のインフレによつて生じた労働者の損害というものは当然国家が負担すべきものである。過去十年にわたつての標準報酬が全部三千円にくぎづけされるということは、この労働者諸君に国家の負うべき負担を転嫁するものであつて、当然これは国家がその損害を負担し、過去十年にわたつて被保険者であつた諸君が今日幾らの平均標準報酬をとつてゐるかというところに立ちまして、そこまで引上げて、その差額の負担は国家がすべきものであるというふうに思ふのであります。したが、国家が負担すべきものと思ふかどうか、これにつきまして副総理の御所見を承つておきたいのであります。

○章葉國務大臣 三千円以下の所得を得ておきます被用者は昨年末の現在におきまして、私どもの方の調査では二十二万八千六百四十八人と相なつております。パーセントにいたしますと一九七でありまして、そこでこれらの少額所得者を三千円に引上げたのであります。三千円以下は三千円と計算をいたすのであります。それだけ以下の所得者の所得を有利に多く見よう、こういう次第であります。現実いろいろな場合の労働体系におきましてさうな状態がありますので、あまり低くないし、またこれはまことに保護の立場あるいは福祉の立場には沿わないと存じまして引上げた次第であります。

○長谷川(保)委員 厚生大臣等に対しまして質問はあとすることになつておりますので、私は緒方副総理に聞きたいのでございますが、今のお話でございまして、大体の事情はわかりまして、から、この点に對しては追究しません。

いま一つ私は重大な問題を政府を代表する緒方副総理に何つておきたいのであります。御承知のように保険料の積立金が二十九年度末に参りますと一千百億圓ぐらゐになると思ふのであります。これが将来のあるときにおきましては、大体ピークにおきましては一兆八千億圓になる、今日の日本のすべての銀行の総預金に匹敵するものである、これの使用法というものをいかにすべきかというところは、実に重大なる問題をわが日本の社会に投げかけ

ておると思ふのであります。しかしいづれにいたしましても、これは労働者とまた使用者の出資いたしましたものがほとんどでありまして、これに對して一割、今度の改正によりまして一割五分もしくは二割というものが政府の国庫から支出するものであります。あとの八割ないしは八割五分というものは労働者、資本家が出す、こういうのであります。従いましてこの運営につきましては、当然これは公益代表、使用者代表、被保険者代表によるところの民主的な運営機関によつてこれを被保険者及び使用者、ことに被保険者の利益のために用ひべきである、それを何らの発言権をなくしまして、今日のような資金運用部に持つて参りました。一方的に用いるということは根本的に違ひ、条理が立たぬと思ふのであります。この点につきまして、今後の日本の社会に對しますきわめて大きな問題を含んでおりますので、政府の所見を承つておきたいのであります。

○緒方國務大臣 この資金の運営に間違ひのないようにするために現在のところ資金運用部に繰入れまして、公正なる使途に使うことになつております。

○小島委員長 次会は追つて公報をもつて通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会

〔参照〕
医薬関係審議会設置法案(内閣提出)
に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月九日印刷

昭和二十九年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局